

介護保険制度に関するお知らせ

☎高齢福祉課介護管理係（☎内線2463）

令和6年度の介護保険料について

介護保険料は、市の介護保険運営の財源になります。7月中旬に通知を送付しますので、必ず確認してください。

◆保険料一覧

所得段階	対象者		保険料(年額)	
第1段階	本人が 市県民税非課税	世帯全員が 市県民税非課税	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	21,000円
第2段階			本人の前年の合計所得と課税対象となる年金収入の合計が	
第3段階			80万円以下の方	
第4段階	同じ世帯に市県民税が課税されている方がいる	前年の合計所得が	80万円超120万円以下の方	35,700円
第5段階			120万円超の方	50,500円
第6段階	本人が 市県民税課税	前年の合計所得が	80万円以下の方	66,400円
第7段階			第4段階以外の方	73,800円
第8段階			120万円未満の方	88,500円
第9段階			120万円以上210万円未満の方	95,900円
第10段階			210万円以上320万円未満の方	110,700円
第11段階			320万円以上420万円未満の方	125,400円
第12段階			420万円以上520万円未満の方	140,200円
第13段階	520万円以上620万円未満の方	154,900円		
		620万円以上720万円未満の方	169,700円	
		720万円以上の方	177,100円	

※災害など事情で保険料を納めることができないときは免除または減額(減免)措置を受けられる場合があります。

◆保険料の納め方

特別徴収(年金からの天引き)

対象 年額18万円以上の年金を受給し、保険料が年金支給額の2分の1以下の方

※65歳になったばかりの方などは特別徴収になりません。

徴収月

仮徴収	4月	原則、令和6年2月の徴収額と同じ、もしくは、前年度1年間の保険料の6分の1が各月の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	令和5年中の所得に基づく年額の保険料から仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

普通徴収(納付書または口座振替による納付)

対象 特別徴収に該当しない方

納期限

1期	令和6年7月31日	5期	令和6年12月2日
2期	令和6年9月2日	6期	令和6年12月25日
3期	令和6年9月30日	7期	令和7年1月31日
4期	令和6年10月31日	8期	令和7年2月28日

※特別な事情なく保険料を一定期間滞納すると、保険給付の制限を受けることがあります。

介護保険サービスを利用している方へ

◆利用者負担割合

介護保険を利用する際、所得に応じて1~3割の自己負担があります。次の①②に当てはまらない方は1割負担です。

① 2割負担…本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で、かつ本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計が単身で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上

② 3割負担…本人の合計所得金額が220万円以上で、かつ本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計が、単身で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上

◆認定証などの更新について

介護保険負担限度額認定証と社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の有効期限は7月31日(水)までです。交付を受けている方には6月に案内を送付していますので、更新を希望する場合は8月30日(金)までに申請してください。9月2日(月)以降に申請した場合、8月は認定の対象外となりますので注意してください。

◆給付費通知の廃止について

介護サービスを利用した方に3か月に1度送付していた介護給付費通知は、国による事業の見直しに伴い、令和6年2月で送付を終了しました。介護給付費通知書が必要な場合は、高齢福祉課へお問い合わせください。